

大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻放射性同位元素等使用施設放射線障害予防規程

(目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）の規定に基づき、大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻（以下「保健学専攻」という。）放射性同位元素等使用施設の放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染されたもの及び高エネルギー放射線発生装置の取扱いを規制することに関し必要な事項を定め、これらによる放射線障害を防止し、安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は保健学専攻の放射性同位元素等使用施設に立ち入る者、使用施設管理、その他付随する業務に従事するすべての者に適用する。

(用語の定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| (1) 総長 | 法人の代表である学長 |
| (2) 放射線施設 | 保健学専攻放射性同位元素等使用施設 |
| (3) R I 施設 | 保健学専攻放射性同位元素等使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設 |
| (4) 高エネ施設 | 保健学専攻放射性同位元素等使用施設の高エネルギー放射線発生装置使用施設 |
| (5) R I | 放射性同位元素 |
| (6) 放射線発生装置 | 高エネルギー放射線発生装置 |
| (7) 立入者 | 管理区域に立ち入るすべての者 |
| (8) 汚染物 | R I で汚染された物及び汚染されたおそれのある物 |
| (9) R I 等 | R I 及びR I で汚染された物又は汚染されたおそれのある物 |
| (10) 放射性廃棄物 | R I 及び汚染物の廃棄物 |
| (11) 協会 | 公益社団法人日本アイソトープ協会 |
| (12) 施行規則 | 昭和35年総理府令第56号 |

(保健学専攻長への委任)

第4条 医学系研究科長は、放射線施設の管理運営に関する事項について、保健学専攻長に委任するものとする。

(放射線障害防止に関する組織及び職務)

第5条 保健学専攻長は、放射線施設におけるR I等及び放射線発生装置の取扱い並びに放射線障害の防止に関する安全管理全般の責任を有し係る業務を総括する。

2 保健学専攻における放射線障害防止に関する組織は、別図に掲げるとおりとする。

第6条 保健学専攻長は、放射線障害防止について必要な事項を企画審議するために、保健学専攻に放射線安全委員会を置き、R I等及び放射線発生装置の安全管理及び放射線障害の防止に関する必要な事項を審議する。その位置づけ、審議事項の範囲及び構成員については、大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻放射線安全委員会規程で規定する。

(放射線取扱主任者)

第7条 法に基づき、放射線施設に放射線障害の発生の防止について監督を行わせるため、放射線取扱主任者を置く。

2 放射線取扱主任者の選任については、保健学専攻の教員のうち、第1種放射線取扱主任者免状を有する者の中から総長が行うものとし、総長はこれを保健学専攻長に専決させるものとする。これを解任するときも、同様とする。

3 前2項に掲げる選任及び解任を行った場合は、保健学専攻長は速やかに総長に届け出るものとする。

4 放射線取扱主任者は、次の各号に掲げる実務に当たる。

- (1) 予防規程の改正等への参画
- (2) 法令に基づく申請、届出及び報告の審査
- (3) 立入検査等の立会い
- (4) 保健学専攻長に対する意見の具申
- (5) 放射線安全委員会の開催の要求
- (6) 使用状況等並びに放射線施設、帳簿及び書類等の監査
- (7) 関係者に対する関連法令、予防規程の遵守のための指示
- (8) 危険時等の対策及び措置
- (9) その他放射線障害防止に関する必要事項

5 保健学専攻長は法第36条の2の規定に基づき、放射線取扱主任者に選任後1年以内(選任前1年以内に受講していた者は、その受講の翌年度の開始日から3年以内)、その後は翌年度の開始日から3年以内ごとに、定期講習を受講させなければならない。

- 6 放射線取扱主任者の職務を総括・RⅠ施設の運用・管理に関する事項及び高エネ施設の運用・管理に関する事項とに分担してこれを行う。ただし、どちらかの放射線取扱主任者がその職務を行うことができない場合には、他の放射線取扱主任者がこれを補う。

(放射線取扱主任者の代理者の選任)

- 第8条 放射線取扱主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができないときは、その期間中職務を代行させるため、放射線取扱主任者の代理者を置く。
- 2 放射線取扱主任者の代理の選任又は解任は、第7条第2項及び第3項の規定を準用する。
 - 3 放射線取扱主任者の代理者は、第7条第4項に掲げる実務を代理する。

(RⅠ管理室の設置)

- 第9条 放射線施設の維持・管理並びにRⅠ等を安全管理し、放射線障害の発生を防止するため保健学専攻にRⅠ管理室を置く。

(取扱責任者)

- 第10条 保健学専攻長は、放射線業務従事者として登録している教員の中から取扱責任者を定める。
- 2 取扱責任者は、放射線取扱主任者の指示のもとに放射線業務従事者に対し、放射線作業について適切な指示を与えるものとする。

(施設管理責任者)

- 第11条 放射線施設の維持及び管理のため、施設管理責任者を置く。
- 2 施設管理責任者として保健学事務室長をもって充てる。
 - 3 施設管理責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 施設構造の維持に関する業務
 - (2) 電気設備の維持に関する業務
 - (3) 給排気設備、給排水設備の維持に関する業務

(安全管理責任者)

- 第12条 放射線管理に関する業務を総括するために、保健学専攻にRⅠ安全管理責任者、高エネルギー安全管理責任者を置く。RⅠ安全管理責任者は、RⅠ安全管理業務担当者の業務の総括、高エネルギー安全管理責任者は高エネルギー安全管理業務担当者の業務の総括を行う。

- 2 各安全管理責任者は、保健学専攻長が委嘱する。

(安全管理担当者)

第13条 放射線管理業務を行うため、RⅠ安全管理業務担当者、高エネルギー安全管理業務担当者及び安全管理事務担当者を置く。

- 2 各安全管理業務担当者は、保健学専攻長が委嘱する。
- 3 安全管理事務担当者として保健学事務室長をもって充てる。
- 4 RⅠ安全管理業務担当者は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 管理区域に立ち入る者の入退記録、放射線被ばく、放射能汚染防止に関する管理
 - (2) 放射線施設に係る放射線の量及びRⅠによる汚染の状況の測定並びに記録
 - (3) 放射線管理用測定器の保守管理
 - (4) RⅠ等の受入れ、払出し、使用、保管、廃棄及び運搬に関する管理
 - (5) 放射線作業の安全取扱いに係る技術的事項に関する業務
 - (6) 放射線業務従事者に対する教育訓練の実施
 - (7) 放射性廃棄物の管理、引き渡し及び処理に関する業務
 - (8) 放射線業務従事者に対する健康診断、放射線被ばく及び教育訓練の記録
 - (9) 管理区域の外に通ずる扉、RⅠ貯蔵室及び廃棄保管室の扉の鍵の管理
- 5 高エネルギー安全管理業務担当者は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 大型機器共同実験室及びリニアック操作室に立ち入る者の入退記録、放射線被ばくに関する管理
 - (2) 高エネ施設に係る放射線の量の測定及び記録
 - (3) 放射線管理用測定器の保守管理
 - (4) 放射線発生装置の使用及び使用記録に関する管理
 - (5) 放射線発生装置の点検に関する業務
 - (6) 放射線発生装置の安全取扱いに係る技術的事項に関する業務
 - (7) 管理区域の外に通ずる扉の鍵の管理
- 6 安全管理事務担当者は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 放射線業務従事者に対する健康診断、放射線被ばく及び教育訓練の通知
 - (2) 法令で定める記録の保管
 - (3) 関係法令に基づく申請、届出等の事務手続き、その他関係省庁との連絡等事務的事項に関する業務

(登録)

第14条 保健学専攻において、RⅠ等又は放射線発生装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事しようとする者は、大阪大学放射性同位元素等取扱者登録実施要項により申請し、登録されなければならない。

2 前項の規定により登録された者以外の者は、放射線業務に従事し、又は管理区域に立ち入ってはならない。ただし、管理区域に、放射線取扱主任者又はRⅠ管理室の許可を受けて管理区域に一時的に立ち入る者（以下「一時立入者」という。）はこの限りでない。一時立入者が管理区域に立ち入るときは、放射線取扱主任者の指示のほか、取扱等業務従事者が放射線障害防止のために行う指示に従わなければならない。

3 保健学専攻長は、放射線取扱主任者の助言に基づき、必要に応じて登録を抹消することができる。

（放射線施設の維持管理）

第15条 施設管理責任者及び各安全管理責任者は、放射線施設を法令に定める技術上の基準に適合するよう維持管理し、6月を超えない期間ごとに所定の要領に従い点検を行い、その結果を記録する。

2 前項の点検により異常を認めるときは、修理等必要な措置を講ずるとともに、異常の内容及び講じた措置を放射線取扱主任者及び保健学専攻長に報告するものとする。

3 安全管理事務担当者は、放射線管理状況報告書を作成して保健学専攻長に提出し、総長を通じて所定の期日までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

4 保健学専攻長は、管理区域の外に通ずる扉、RⅠ貯蔵室及び廃棄保管室の扉を施錠し、RⅠ安全管理業務担当者及び高エネルギー安全管理業務担当者にその鍵を厳重に管理させ、これらの扉を出入りした者の氏名、所属及び出入りの日時を記録させなければならない。

（管理区域に関する遵守事項）

第16条 立入者は、放射線取扱主任者が法令等に基づいて行う放射線障害の防止に関する指示に従わなければならない。

2 一時立入者は、放射線取扱主任者又はRⅠ管理室の許可を得なければならない。

3 立入者は、管理区域への立入りに際しては、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 管理区域内立入記録簿に所定の事項を記録すること。

(2) 個人被ばく線量計等の適切な放射線測定器を着用して、継続して測定すること。ただし、一時立入者にあつては、外部被ばく又は内部被ばくにおいての実効線量について100マイクロシーベルトを超えるおそれのないときはこの限りではない。

- (3) 専用の履物を使用し、必要に応じて専用の作業衣を着用すること。
 - (4) 管理区域内では、飲食、喫煙、化粧等 R I を体内に摂取するおそれがある行為を行わないこと。
 - (5) R I を体内摂取したとき、又はそのおそれのあるときは、放射線取扱主任者の指示に従うこと。
 - (6) 退出するときは、汚染検査室において身体、衣服及び履物等の汚染の有無を調べ、汚染のあるときは、除染を行い、もし除染が出来ない場合は放射線取扱主任者の指示に従うこと。
 - (7) 管理区域から器具等を持ち出す場合には、表面密度限度の 10 分の 1 以下であることを確認すること。
- 4 安全管理責任者は、管理区域の入口に R I 又は放射線発生装置の取扱いに関する注意事項及び貯蔵室の目のつきやすい場所に放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示しなければならない。

第 17 条 放射線取扱主任者は、R I 等及び放射線発生装置の取扱方法が安全管理上好ましくないと認められる者に対し、管理区域からの退去又は R I 等及び放射線発生装置の使用禁止等必要な措置を講ずることができる。

(R I の移動と事前承認)

- 第 18 条 R I 施設で使用する R I を購入する場合、又は R I 等並びに放射性廃棄物を外部から搬入し、若しくは外部へ搬出する場合には、それぞれの種類、数量、年月日及び性状等についてあらかじめ所定の手続きにより放射線取扱主任者の承認を得なければならない。
- 2 R I 等を運搬しようとする場合は、大阪大学放射性同位元素等運搬要項により行わなければならない。
 - 3 前 2 項の取扱いについては、作業ごとに取扱責任者を定めるものとし、取扱責任者は、放射線取扱主任者の指導のもとに、当該従事者に対し適切な指示を与えるものとする。

(R I の登録)

第 19 条 R I 施設で使用又は保管する R I は、すべて所定の方法により登録しなければならない。

(R I 及び放射線発生装置の使用)

第 20 条 R I 及び放射線発生装置の使用に際しては、次の各号に定める事項を厳守するほか、放射線取扱主任者の指示に従わなければならない。

- (1) R Iの使用に当たっては、それぞれの種類に応じて指定された場所においてのみ使用すること。また、取扱責任者は、放射線業務従事者に適切な指示を与えること。
- (2) 一日最大使用数量の10分の1以上のR Iを使用する予定の作業は、事前に放射線取扱主任者に申告し、必要な指示を受けて行うこと。
- (3) R Iの使用に際しては、所定の帳簿に必要事項を記入すること。
- (4) 経験の少ない者は、R Iの取扱いに関して十分な知識と経験を有する者の同伴を得て作業を行うこと。
- (5) 夜間、休日等には、単独で作業を行わないこと。
- (6) 使用に際して生じる排気、排水を含む廃棄物の種類と量及び周囲に与える汚染等の予想を立て、処理方法を計画しておくこと。
- (7) 使用する核種とその数量、それに伴う放射線の種類と線量、遮蔽の方法とその効果、取扱物質の性質、特にその空气中飛散の可能性、取扱操作の方法、所要時間等に関する調査検討を行い、被ばくに対する事前評価を励行し、放射線障害の発生するおそれの最も少ない使用方法を採用すること。
- (8) 放射線の量、空气中濃度又は身体、着衣及び周囲の物の表面汚染について、適切な測定機器を用いて測定を行いながら作業すること。特に、予想外の事態の発生には注意すること。
- (9) 作業室内の換気が正常に行われていることを確認すること。
- (10) R Iを含む気体、粉塵等を飛散させるおそれのある作業を行うときには、グローブボックス又はフード内で換気装置を働かせて行うこと。飛散のおそれのある試料には加湿、浸油あるいはカバーをかけるなど飛散を防止する対策を講じること。
- (11) 汚染のおそれのある物品の表面は、ポリエチレンろ紙、ポリエチレンシート、粘着テープ、ペンキ、ワックスなどによって覆い、除染を容易にできる対策をたておくこと。
- (12) R Iの容器には、取扱中は必ず所定の標識を付けて、R Iの所在を明示すること。
- (13) 容器の破損、転倒等の事故により、汚染が拡がるおそれのあるときは、バットなどの受皿を準備すること。
- (14) 取扱いに当たっては、原則として、防護衣、帽子、手袋、マスク、眼鏡及びハンドクリーム等の使用により、できるかぎり人体の汚染を防止すること。
- (15) 液体状のR Iをピペット等で吸い上げる場合は、口で吸い上げないこと。
- (16) 固体状のR Iを取り扱う場合には、ピンセット及び鉗子等適当な器具を用いること。
- (17) 多量のR Iの飛散又は広範囲の汚染に気付いたときには、直ちにR I管理室に通報し、応急の措置を講じること。

- (18) 身体の汚染は、即刻除去すること。
- (19) 身体の除染には、ぬるま湯、浴用石鹸、中性洗剤又は柔らかいブラシ等によりできるだけ皮膚を傷めない方法を用いること。
- (20) 除染操作は、適切な測定により、常にその有効性を確かめつつ行うこと。
- (21) 汚染を発見した者は、できるだけ周囲の人の協力を得て、二次汚染の拡大及び無駄な廃棄物の発生の防止に留意しつつ、除染作業を行うこと。
- (22) R I によって汚染され、表面密度限度を超えた物及びその物が置かれた場所には、所定の標識を掲げること。
- (23) 汚染事故は、その終始を記録に残すこと。
- (24) R I の購入は、本放射線施設で承認を受けている核種と貯蔵能力の範囲内で行うこと。
- (25) 購入に際しては、所定の用紙に必要事項を記入のうえ、放射線取扱主任者の承認及び指示を受けること。
- (26) 相手方から R I を譲り受ける場合は、事前に放射線取扱主任者に連絡し、承認を受けること。ただし、使用承認核種及び数量の範囲内に限る。相手方に譲り渡す場合も事前に放射線取扱主任者に連絡し、承認を受けること。
- (27) 放射線発生装置は、放射線安全委員会が承認した者が操作を行うこと。
- (28) 放射線発生装置の使用は、事前に放射線取扱主任者の承認を受けなければならない。
- (29) 放射線発生装置の使用の際には、操作を行う者のほか、放射線業務従事者 1 名以上の計 2 名以上で行うこと。
- (30) 放射線発生装置の使用前に大型機器共同実験室内に人がいないことを確認すること。
- (31) 放射線発生装置により放射線を照射しているときは、大型機器共同実験室の入口に「照射中」の表示をすること。
- (32) 大型機器共同実験室に立ち入る場合は、放射線の照射中ではないことを確認すること。
- (33) 常に安全な方法で放射線発生装置を操作するよう努めること。
- (34) 放射線発生装置により放射線を照射しているときは、常に大型機器共同実験室及び制御盤の監視を怠らないこと。
- (35) 放射線発生装置の使用に関する必要事項を記帳すること。

(R Iの保管)

第21条 R Iの保管に際しては、次の各号に定める事項に従って行うほか、放射線取扱主任者の指示に従わなければならない。

- (1) R Iの保管に当たっては、取扱責任者を定め、すべて指定されたR I保管場所にて行うこと。
 - (2) R Iの保管に際しては、所定の帳簿に必要事項を記入すること。
 - (3) R Iは、こぼれにくく、かつ、浸透しにくい容器に入れ、さらに受皿を用いるなど、汚染を防ぐ十分な措置を講じること。
 - (4) 保管容器の表面には、その内容物の登録番号、種類、数量、取扱責任者名等を表示すること。
 - (5) R Iの保管には、その種類及び数量に応じて適当な遮蔽をほどこし、人が立ち入る場所に6マイクロシーベルト毎時以上の放射線の洩れが生じないようにすること。ただし、通常の方法でこの基準によりがたい時は、その付近に人が容易に近づかないように適切な措置を講じること。
 - (6) 空気を汚染するおそれのあるR Iを保管する場合には、これを気密な容器に入れることにより、貯蔵施設内の人が呼吸する空気中のR Iの濃度が空气中濃度限度を超えないようにすること。
- 2 放射線取扱主任者は、貯蔵施設の貯蔵能力を超えてR Iを保管しないように監督しなければならない。
- 3 保管中のR Iは、R I安全管理責任者が定期的に確認すること。

(R Iの廃棄)

第22条 R I等又は放射性廃棄物は、通常の廃棄物と混合して廃棄してはならない。

- 2 R I等又は放射性廃棄物の廃棄に際しては、次の各号に定める事項に従って行わなければならない。
- (1) 放射性廃棄物の保管廃棄は、指定された廃棄保管室で行うこと。
 - (2) R I等の廃棄に際しては、所定の帳簿に必要事項を記入し、廃棄物の表面に所定の事項を記入すること。
 - (3) 放射性廃棄物は、可能な限り協会への引き渡しとすること。ただし、協会へ引き渡しできない核種、形状等の放射性廃棄物が生じた場合は、放射線取扱主任者の指示する分類及び方法に従って保管廃棄すること。
 - (4) 放射性廃棄物は、協会指定の分類に合うように所定の容器等に保管廃棄すること。その際、できるだけ体積を小さくするように努めること。
 - (5) 液体状放射性廃棄物は、原則として流しに放流しないこと。

- (6) 気体状放射性廃棄物の処理又は高レベル放射性廃棄物の処理については、放射線取扱主任者の指示を受けなければならない。

(測定)

第23条 R I 管理室は放射線の量、R I による汚染の状況等についての測定を、放射線取扱主任者の指示に従って、次の各号について行うものとする。

(1) 放射線の量

- ア R I 施設（作業室、貯蔵室、廃棄保管室、排気設備、排水設備、汚染検査室）
- イ 高エネ施設
- ウ 管理区域の境界
- エ 事業所の境界

(2) R I による汚染の状況の測定（表面密度、空气中又は水中濃度）

- ア 作業室
- イ 貯蔵室
- ウ 廃棄保管室
- エ 排気設備の排気口
- オ 排水設備の排水口
- カ 汚染検査室
- キ 管理区域の境界

- 2 前項の測定は、作業開始前に1回、作業開始後にあつては1月を超えない期間（放射線発生装置を固定して使用する場合にあっては6月を超えない期間）ごとに1回行わねばならない。ただし、排気、排水設備については排気又は排水の都度行う。
- 3 また、前項の規定にかかわらず、汚染の生じたと考えられる場合にはその都度測定する。
- 4 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について行うものとする。
- 5 第1項の測定は、放射線測定器を用いて行うものとする。ただし、この測定が測定器によりがたいときは計算により行うことができる。
- 6 R I 管理室は、安全管理に係る放射線測定器等について、校正又は確認校正を定期的に行い、その実施年月日、結果及びこれに伴う措置の内容並びに校正等を行った者の氏名を記録し、常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。
- 7 第1項の測定により汚染が発見された場合、R I 管理室が、当該実験室等を使用した取扱責任者に伝え、当該責任者が除染を実施すること。除染の実施においては、必要に応じて当該責任者が除染計画を作成し、放射線取扱主任者の確認を取ること。

第24条 放射線業務従事者は、個人被ばく線量測定のための放射線測定器を着用し、着用期間終了ごとに安全管理業務担当者に提出しなければならない。その際、外部被ばく線量の測定は大阪大学個人被ばく線量の測定要項により行い、放射線測定器を用いて測定することができない場合は、計算によって算出することとする。また、内部被ばく線量についても同要項により行うものとする。

- 2 前項により提出された放射線測定器は、放射線取扱主任者の指示に従い、線量計測業者若しくはR1管理室が測定するものとする。
- 3 放射線業務従事者が他の使用施設で放射線作業を行うときも、前2項に準ずるものとする。
- 4 第2項及び第3項の測定結果は、保健学専攻長が管理し、保健学専攻において保管する。また、保健学専攻長は、その記録の写しを記録の都度、本人に交付しなければならない。
- 5 医学系研究科（保健学専攻に限る）以外の部局に登録された放射線業務従事者の個人被ばく線量は、所属部局の放射線取扱主任者の指示のもとに所属部局において測定するものとし、当該部局長は、その記録の写しを記録の都度、保健学専攻長に提出するものとする。

（教育訓練）

第25条 保健学専攻長は、放射線業務従事者に対して、初めて管理区域に立ち入る前又は放射線取扱業務に従事する前については、法に定める項目及び大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻放射性同位元素等使用施設教育及び訓練等実施要項に定める項目及び時間数の教育訓練を、管理区域に立ち入った後又は放射線取扱等業務の開始後にあっては前回の教育及び訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始の日から1年以内実施しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、法に定める項目の一部又は全部について十分な知識及び技能を有すると保健学専攻長が認める者については、当該項目についての教育及び訓練を免除することができる。
- 3 保健学専攻長は、管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として承認する場合は、当該立入者に対して大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻放射性同位元素等使用施設教育及び訓練等実施要項に定める放射線障害を防止するために必要な教育を実施しなければならない。

（放射線業務従事者の転出等の際の措置）

第26条 保健学専攻長は、放射線業務従事者が配置換、転出又は退職等により異動する場合は、当該放射線業務従事者の取扱等に係るRⅠ等の他の放射線業務従事者への引継、廃棄その他必要な措置を講じなければならない。

(健康診断)

第27条 大阪大学キャンパスライフ健康支援センター保健管理部門長は、大阪大学において取扱等業務従事者の健康診断を実施する。健康診断結果の写しは、大阪大学キャンパスライフ健康支援センター保健管理部門長が本人に交付しなければならない。

2 保健学専攻長は、大阪大学放射性同位元素等取扱者の健康診断実施要項により健康診断を放射線業務従事者に受けさせなければならない。ただし、学外等で実施されている健康診断の診断書の写し、他の放射線施設が発行した健康診断を実施した旨記載の従事者証明書、又は必要事項が記入された電離放射線障害防止規則様式第1号の2の電離放射線健康診断個人票の提出をもって代えることができる。ただし、医学系研究科（保健学専攻に限る）以外の部局に所属する放射線業務従事者にあつてはその所属部局長が行い、その結果を保健学専攻長に報告するものとする。

3 保健学専攻長は、第1、第2項の放射線業務従事者の健康診断の結果に応じ、大阪大学キャンパスライフ健康支援センター保健管理部門長及び放射線取扱主任者の意見に基づき放射線障害を受け又は受けたおそれのある者に対して、その程度に応じ次の措置をとる。

要注意 作業時間の短縮、作業の内容制限

要制限 配置転換

要療養 休養加療

4 保健学専攻長は保健学専攻に所属する取扱等業務従事者以外の者が放射線障害を受け又は受けたおそれのある場合は、遅滞なく医師による診断を受けさせ、必要な保健指導等の適正な措置を講じなければならない。

(記帳及び保存)

第28条 保健学専攻長は、安全管理に必要な帳簿を備え、必要事項を確実に記帳させなければならない。

2 RⅠ等の安全管理に必要な帳簿は次に掲げるものとする。

(1) RⅠの受入れ、払出しに関する帳簿

(2) RⅠ使用に関する帳簿

(3) RⅠ保管に関する帳簿

(4) RⅠ廃棄に関する帳簿

- (5) R I 運搬に関する帳簿
 - (6) 放射線の量及び汚染の測定に関する帳簿
 - (7) 放射線業務従事者の被ばく線量の測定に関する帳簿
 - (8) 放射線業務従事者の健康診断に関する帳簿
 - (9) 教育訓練に関する帳簿
 - (10) 放射線業務従事者の登録に関する帳簿
 - (11) 管理区域立入記録
 - (12) 施設の保守点検記録
 - (13) 第 15 条第 4 項に定める記録
- 3 放射線発生装置の安全管理に必要な帳簿は次に掲げるものとする。
- (1) 放射線発生装置の使用に関する帳簿
 - (2) 高エネ施設に関する放射線の量の測定に関する帳簿
 - (3) 大型機器共同実験室及びリニアック操作室への立入記録に関する帳簿
 - (4) 放射線発生装置並びに大型機器共同実験室及びリニアック操作室の点検に関する帳簿
- 4 放射線取扱主任者は、帳簿を点検する。
- 5 帳簿は、毎年 4 月 1 日に開設し、3 月 31 日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖するものとし、放射線業務従事者の被ばく線量の測定に関する帳簿は保健学専攻において健康診断に関する帳簿は大阪大学放射線総合管理システムにおいて永年保存し、その他は保健学専攻において 5 年間保存する。

(地震等の災害時における措置)

- 第 29 条 大規模自然災害（震度 5 強以上の地震、風水害その他自然災害）又は放射線施設に火災その他災害が起こった場合には、次の各項に定めるところにより応急の措置をとらなければならない。
- 2 地震、火災その他の災害が起こった場合には、別表 1 に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。
 - 3 災害の発見者は、放射性同位元素等の取扱いに係る緊急対応マニュアル（以下「緊急対応マニュアル」という。）に従い、必要に応じて措置を講ずるものとする。
 - 4 保健学専攻長は、通報を受けたときは、身の安全を確保した上で直ちに放射線施設を点検しなければならない。
 - 5 放射線取扱主任者は、管理区域において火災が発生した場合又は事業所内の管理区域外において管理区域、事業所内の R I 若しくはその収納容器に延焼する火災が発生した場

合（事業所内運搬中の場合を含む）には、異常事態が発生しなくても原子力規制委員会の担当部局に通報しなければならない。

（危険時の措置）

第30条 地震、火災その他の災害により放射線障害の発生するおそれのある場合又は放射線障害が発生した場合には、別表1に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。

- 2 保健学専攻長は、直ちに災害の防止の措置を講じるとともに、事業所の汚染が認められる場合は、当該区域への立入禁止措置を執るものとする。
- 3 放射線取扱主任者は、避難警告その他法令及び緊急対応マニュアルの定める応急の措置を講ずるとともに、当該事態が発生した旨を所轄の警察署、放射線科学基盤機構長及び原子力規制委員会の担当部局に通報しなければならない。
- 4 保健学専攻長は、緊急作業が必要な場合は緊急作業に従事する者を任命し、個人線量計、被ばく防止のための防護具等を装備させて、作業を行わせなければならない。
- 5 放射線取扱主任者は、次に掲げる措置を講ずるために必要な指示を与えるほか、保健学専攻長に状況を報告しなければならない。
 - (1) 放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者がいる場合は、速やかに救出するとともに、その付近の者を避難させること。
 - (2) 汚染が生じた場合又はそのおそれがある場合には、汚染の拡散又は発生の防止に努めるとともに、関係者以外の者をその場所に接近させないようにすること。
 - (3) R Iを他の安全な場所に移す余裕がある場合には、これに移した後、その周囲に縄張り、標識等を設け、かつ見張り人をつけ、関係者以外の立入を禁止するなど、放射線障害の拡大防止に留意すること。
 - (4) 緊急作業に従事する者は、放射線取扱主任者の指示に従うこと。
- 6 保健学専攻長は、緊急作業に従事した者に対し、必要と認められる場合は、事後速やかに健康診断を受けさせなければならない。

（事故時の措置）

第31条 第1号から第8号までに掲げる事故が発生したときは、別表2に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。

- (1) R I等の盗取又は所在不明が発生した場合。
- (2) 気体状のR I等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、施行規則第19条第1項第2号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。

- (3) 液体状のR I等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、施行規則第19条第1項第5号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。
 - (4) R I等が管理区域外で漏えいしたとき。
 - (5) R I等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。
 - ア 漏えいした液体状のR I等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。
 - イ 気体状のR I等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る排気設備の機能が適正に維持されているとき。
 - ウ 漏えいしたR I等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。
 - (6) 施行規則第14条の7第1項第3号の線量限度若しくは第14条の9第3号若しくは第14条の11第1項第3号の基準に係る線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。
 - (7) R I等の使用、その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるとき。
 - (8) 放射線業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
- 2 管理下でないR I等が発見されたときは、別表3に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。
 - 3 保健学専攻長は緊急対応マニュアルの定める応急の措置を講ずる判断をする。
 - 4 保健学専攻長は、緊急作業が必要な場合は緊急作業に従事する者を任命し、個人線量計、被ばく防止のための防護具等を装備させて、作業を行わせなければならない。
 - 5 放射線取扱主任者は、次に掲げる措置を講ずるために必要な指示を与えるほか、保健学専攻長に状況を報告しなければならない。
 - (1) 放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者がいる場合は、速やかに救出するとともに、その付近の者を避難させること。
 - (2) 汚染が生じた場合又はそのおそれがある場合には、汚染の拡散又は発生の防止に努めるとともに、関係者以外の者をその場所に接近させないようにすること。

- (3) R Iを他の安全な場所に移す余裕がある場合には、これに移した後、その周囲に縄張り、標識等を設け、かつ見張り人をつけ、関係者以外の立入を禁止するなど、放射線障害の拡大防止に留意すること。
 - (4) 緊急作業に従事する者は、放射線取扱主任者の指示に従うこと。
- 6 保健学専攻長は、必要に応じて、放射線業務従事者及び放射線科学基盤機構長及び安全衛生管理部長に応急の措置の協力を要請することができる。
 - 7 保健学専攻長は、緊急作業に従事した者に対し必要と認められる場合は、事後速やかに健康診断を受けさせなければならない。
 - 8 保健学専攻長は、第1項第1号に掲げる事故の連絡を受けたときは、直ちに、その旨を所轄の警察署に通報しなければならない。
 - 9 保健学専攻長は、第1項の事故の状況及びそれに対する対処を10日以内に総長及び原子力規制委員会の担当部局に報告しなければならない。

(危険時又は事故時の情報提供)

第32条 保健学専攻長は放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供を総括しなければならない。

- 2 保健学専攻長は、前項の事態が発生したときは、放射線安全委員会内に問い合わせ窓口を設置し、放射線安全委員会委員等に対応させる。なお、外部への情報発信は大阪大学ホームページ等を通じて行う。
- 3 保健学専攻長は、発生した事故の状況、災害、危険事態の大きさ及び被害の程度に応じて情報提供する方法及び内容を放射線安全委員会で協議し、次の各号に掲げる項目を必要に応じて随時提供する。
 - (1) 事故の発生日時及び発生した場所
 - (2) 汚染の状況等による事業所等外への影響
 - (3) 事故の発生した場所において取り扱っているR I等の種類、性状及び数量
 - (4) 応急措置の内容
 - (5) 放射線測定器による放射線量の測定結果
 - (6) 事故の原因及び再発防止策
 - (7) その他の事故に関する情報

- 4 保健学専攻長は、情報提供において放射線科学基盤機構長及び安全衛生管理部長に情報提供に関する助言及び協力を要請することができる。

(業務の改善)

第33条 保健学専攻長は、放射線施設のRⅠ等の使用・管理等に係る安全性を向上させるため、業務の改善活動を行わなければならない。

- 2 業務の改善活動は、大阪大学放射線施設自主安全点検活動要項に基づいて、以下に掲げる方法で行う。

(1) 部局自主安全管理点検活動

ア 放射線安全委員会は安全点検計画を年度ごとに定め、安全点検計画を原子力研究・安全委員会放射線安全管理部会に提出する。

イ RⅠ管理室及び放射線取扱主任者は、安全点検計画に基づいて点検活動を実施し、自己評価する。

ウ RⅠ管理室は、前項の結果を保健学専攻長及び放射線安全委員会に報告する。

エ 保健学専攻長は、改善点について必要な措置を講ずるとともに、講じた措置の内容を放射線安全委員会に報告する。

オ 保健学専攻長は、点検で判明した不適合事項に関して講じた措置の内容及びやむを得ず保健学専攻で対処出来ない不適合事項について、原子力研究・安全委員会放射線安全管理部会に報告する。施設整備に関する課題については、原子力研究・安全委員会研究施設・設備等検討部会に報告する。

(2) 全学自主安全管理点検活動（隔年で実施）

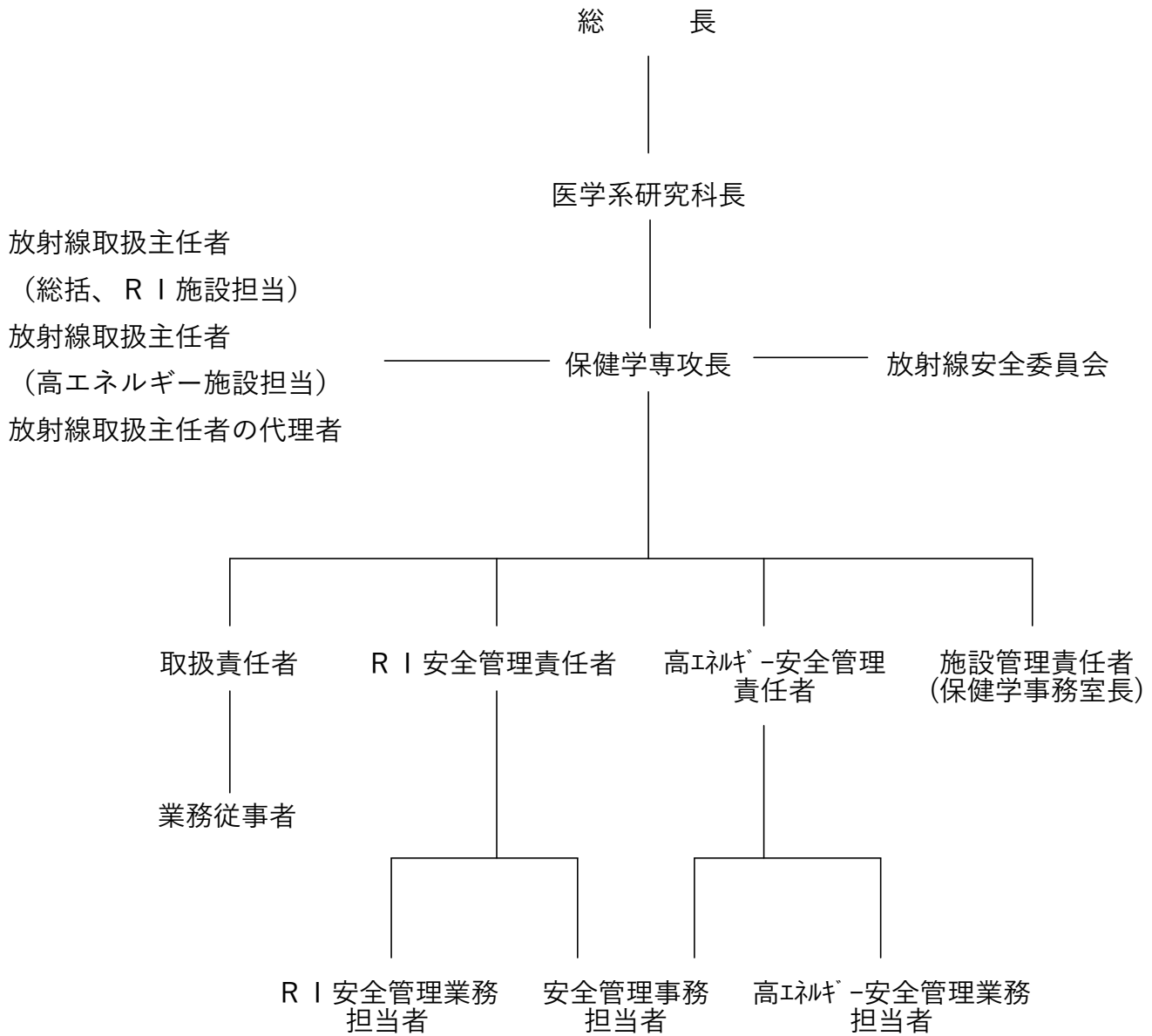
ア 放射線施設は、原子力研究・安全委員会放射線安全管理部会より、部局自主安全管理点検活動で実施された内容及び方法について点検を受けるとともに、原子力研究・安全委員会放射線安全管理部会が策定した施設点検方法に基づいて点検を受ける。

イ 点検により不適合事項が判明した場合は、保健学専攻長は不適合事項を改善し、原子力研究・安全委員会放射線安全管理部会に報告する。保健学専攻で対処出来ない場合は、その課題についても原子力研究・安全委員会放射線安全管理部会に報告する。なお、施設整備に関する課題については、原子力研究・安全委員会研究施設・設備等検討部会に報告する。

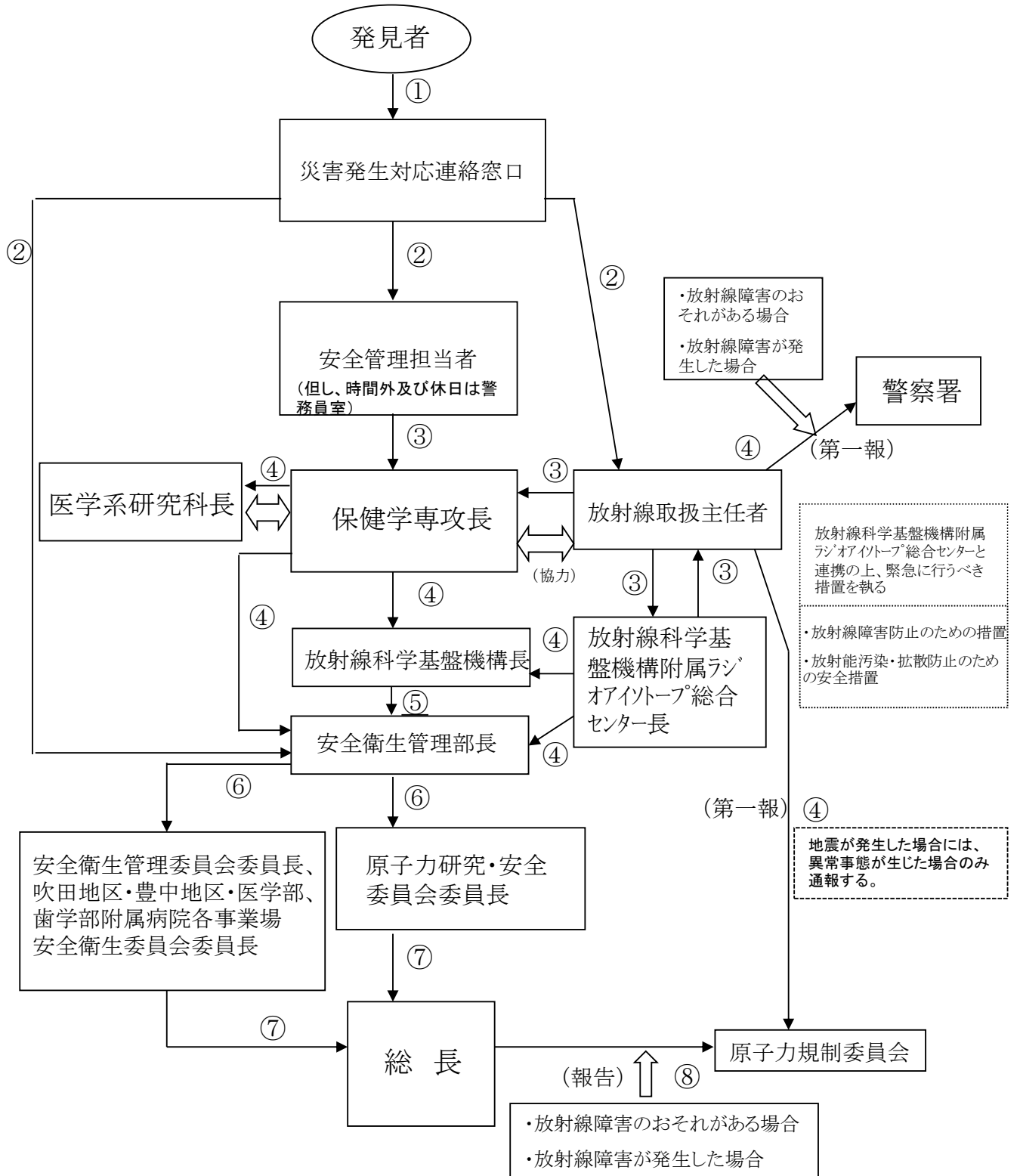
- 附則 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
大阪大学医学部保健学科放射性同位元素使用施設放射線障害予防細則（平成9年4月1日制定）は、廃止する。
- 附則 この改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 附則 この改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 附則 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 附則 この改正は、平成19年10月11日から施行し、平成19年10月1日から適用する。
- 附則 この改正は、平成22年4月8日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 附則 この改正は、平成22年9月10日から施行する。
- 附則 この改正は、平成23年12月1日から施行する。
- 附則 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 附則 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 附則 この改正は、平成27年9月3日から施行する。
- 附則 この改正は、令和元年8月1日から施行する。
- 附則 この改正は、令和2年2月13日から施行する。

別 図

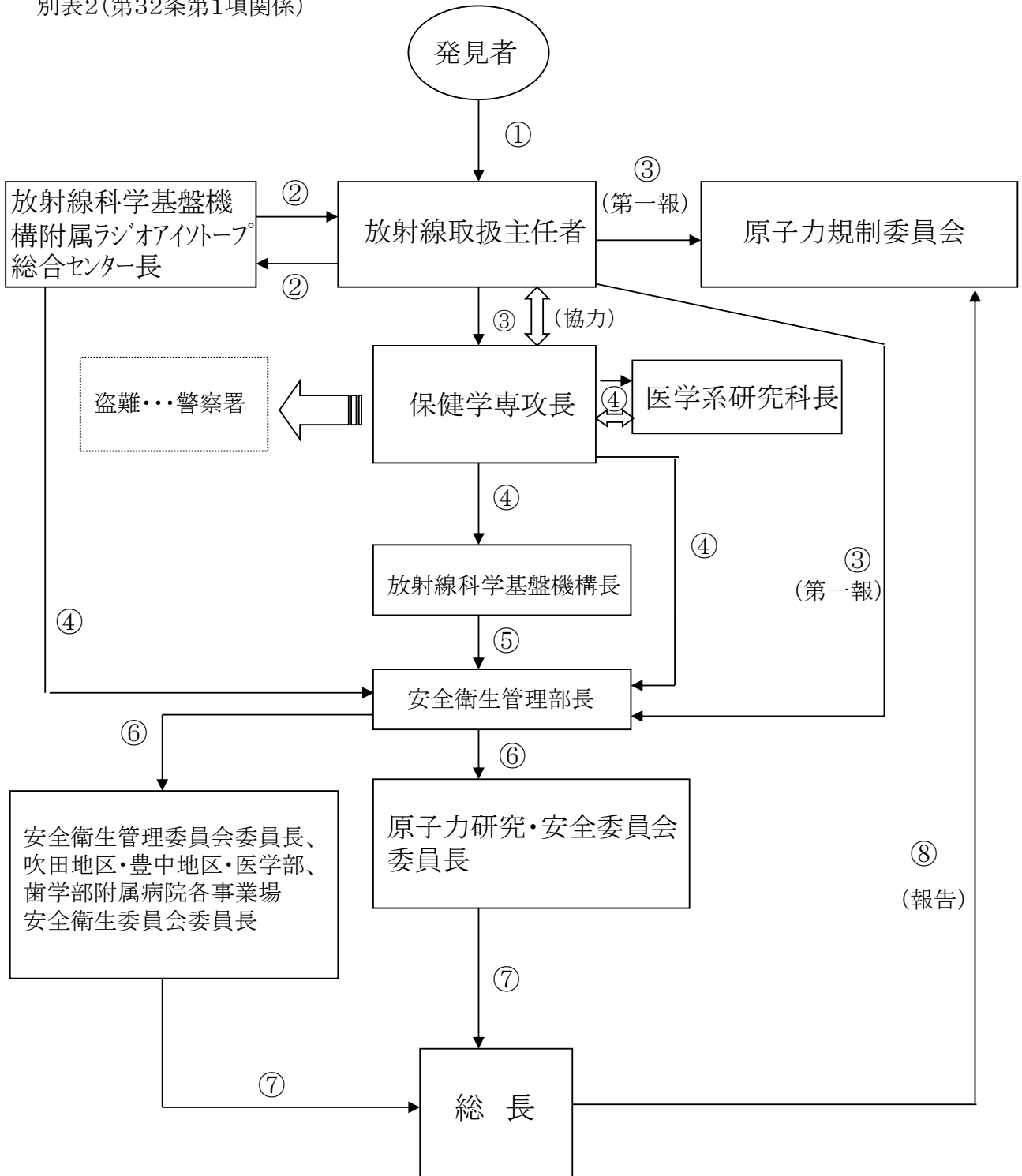
大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻放射線施設組織図



別表1 (第30条第2項及び第31条第1項関係)



別表2(第32条第1項関係)



別表3(第32条第2項関係)

